

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則		所管課(室)名
○長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則		福 祉 保 健 課
◎ 告 示		
・令和3年度長崎県労働条件等実態調査の実施		雇用労働政策課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(6件)		漁 業 振 興 課
・公有水面埋立ての免許		港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等		警察本部会計課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗の新設の届出(2件)		経 営 支 援 課
・一般競争入札の実施		警察本部会計課
・落札者等		”
◎ 監査委員公表		
・令和2年度普通会計定期監査(後期)及び財政援助団体等監査の結果に係る措置		監 査 事 務 局

規 則

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第75号

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

長崎県生活保護法施行細則(平成26年長崎県規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号から様式第11号まで、様式第17号から様式第19号まで、様式第21号及び様式第23号中「㊟」を削る。

様式第24号中「㊟」及び「年齢」を削る。

様式第25号中「㊟」を削る。

様式第28号中「印」を削る。

様式第31号及び様式第32号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第555号

令和3年度長崎県労働条件等実態調査の実施に当たり、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

1 調査の目的

本調査は、長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域的範囲

長崎県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所

ア 建設業

イ 製造業

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業

エ 情報通信業

オ 運輸業、郵便業

カ 卸売業、小売業

キ 金融業、保険業

ク 不動産業、物品賃貸業

ケ 学術研究、専門・技術サービス業

コ 宿泊業、飲食サービス業

サ 生活関連サービス業、娯楽業

シ 教育、学習支援業

ス 医療、福祉

セ 複合サービス事業

ソ サービス業（他に分類されないもの）

3 調査対象

(1) 数

1,300事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、産業別及び規模別に層化無作為抽出により選定する。

4 調査事項及び基準となる期日

(1) 調査事項

ア 事業所の現況

イ 雇用と取組

ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

エ 労働時間

オ 育児休業制度・介護休業制度

カ 子の看護休暇制度・介護休暇制度

キ 高年齢者の雇用状況

ク 新型コロナウイルス感染症への対応

(2) 基準となる期日

令和3年6月30日現在

5 調査方法

郵送による自計方式

長崎県告示第556号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

上対馬町琴加入区

長崎県告示第557号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

富江加入区

長崎県告示第558号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

小長井町加入区

長崎県告示第559号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

大村湾東部加入区

長崎県告示第560号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

多良見町加入区

長崎県告示第561号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

川棚加入区

長崎県告示第562号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年8月6日

鹿見港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和3年7月27日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
ア 位置
長崎県対馬市上県町鹿見字在家646番1から627番12に至る地先にある「長崎県指令56港許第28号」未竣功埋立地の地先公有水面
イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積
817.15平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
ア 位置
長崎県対馬市上県町鹿見字在家646番1から627番13に至る一部地内、627番12地内及び同地番地先にある「長崎県指令56港許第28号」未竣功埋立地を含む地先公有水面
イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積
14,255.91平方メートル
- 5 埋立地の用途
港湾施設用地（船揚場）

長崎県告示第563号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
車両メンテナンス業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものとする。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団等排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- なお、車両メンテナンス業務委託に係る告示（令和元年長崎県告示第165号）に定める資格を有している者にあつては、当該資格に係る「資格審査結果通知書」の写しの提出をもって審査を免除できるものとする。
- (2) 審査事項
- 審査事項は、以下のアからエまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(1)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。
- ア 純資産の額 前事業年度の純資産の額
イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
エ 損益状況 前事業年度の損益状況
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から令和3年9月3日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、下記に示す長崎県警察のホームページから入手することもできる。
- アドレス：<https://www.police.pref.nagasaki.jp/>
- (3) 申請書の提出方法
- 入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。
- ア 誓約書
イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「エ」「オ」について
- 新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。
- 国税：「徴収猶予許可通知書」
- カ 印鑑届（様式第2号）
キ 口座振替申込書（様式第3号）
ク その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (調度係)

(電話) 095-820-0110 内線2231

(長崎県ホームページアドレス) <https://www.police.pref.nagasaki.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

6 資格審査申請事項の変更

競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があった場合、資格審査申請事項変更届(第7号様式)に証明書類を添付し提出すること。

7 競争入札参加資格決定通知後の変更

競争入札参加資格の決定通知後に申請内容の変更があった場合、競争入札参加資格変更審査申請書(第8号様式)に証明書類を添付し提出すること。

8 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和5年9月30日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にとっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス佐世保大塔店

長崎県佐世保市大塔町1906番1ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,223.3平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北、東側 40台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

- 建物北側 10台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 27.0平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北東側 9.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物北東側 1箇所
建物南西側 1箇所 合計2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年7月14日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ広田店
長崎県佐世保市広田四丁目333番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月13日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,455平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 49台

- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 12台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 40.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北側 7.02立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年7月12日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
- 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務名
車両メンテナンス業務委託
 - (2) 履行期間
令和3年10月1日から令和5年9月30日まで
 - (3) 委託内容等
入札説明書による。
 - (4) 履行場所
日本国内
 - (5) 入札の方法等
車両メンテナンス料を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 競争入札の参加者の資格等（令和元年長崎県告示第165号、令和3年長崎県告示第563号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8548 長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- （提出期限）令和3年9月3日（金）
- 4 入札参加条件
- 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 6 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和3年9月13日（月）17時00分まで（県の休日を除く。）
- （場 所）5の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部 3階入札室
- （日時）令和3年9月21日（火）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。
- （郵送による場合の入札書の受領期限等）
- （受領期限）令和3年9月17日（金）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （提出方法）持参又は郵送
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出した場合

- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出した場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
automobile maintenance 888 cars
- (2) Contract period:
October 1, 2021 through September 30, 2023
- (3) Trust place:
As shown in the specification document
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. September 17, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. September 21, 2021
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
長崎県警察外部公開等システム構築業務委託並びに賃貸借及び保守 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和3年6月29日
- 5 落札者
長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 6 落札価格
29,642,300円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和3年5月14日
- 8 落札方式
最低価格

監査委員公表

監査委員公表第3号

令和3年3月22日付R02-21000-01093及びR02-21000-01105の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知が

あったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月6日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	斫 山 和 仁
同	吉 村 洋
同	坂 本 浩

R03-01090-01499

令和3年6月7日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉村 洋 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 中村 法道
(公 印 省 略)

令和2年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付R02-21000-01093 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	総務	五島振興局 管理部税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （県税及び加算金等）	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、昼夜の電話や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の92.0%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働を図るとともに、地方税法第48条による特例徴収の活用により更なる収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は減少しておりますが、個人事業税で大口案件が1件発生したことから前年度より収入未済額が増加しています。当該案件については、国・県・市の三者で情報共有・協力して対応してまいります。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>
2	総務	壱岐振興局 管理部税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （県税及び加算金等）	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話、自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の94.7%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の枠組みのもと壱岐市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を重点的に行い、収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、所在不明等による接触困難案件が数件発生したため、前年度より収入未済額が増加しています。</p> <p>今後とも、滞納者の実態に応じて効果的な徴収対策を講じて、更なる適正・公平な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
3	総務	対馬振興局 管理部税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の98.2%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度や執務室の共同化に併せ、令和元年度から実施している県市職員の相互派遣の利点を最大限に活用し、市との連携・協働を強化して効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、令和元年度現年分は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に観光業の収益の著しい減少に加え、韓国系法人代表者の帰国等の理由で接触困難となった事案が発生したため、収入未済額の縮減を図ることができませんでした。</p> <p>今後とも、個人県民税の滞納繰越分については、市の職員と共に折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した実効性の高い滞納整理を講じることにより、県税収入の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>
4	地域振興	対馬振興局 管理部総務課	事実の証明手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。	<p>今回の指摘は、長崎県証紙条例施行規則に定められた、証紙収入実績簿の作成を失念していたものです。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう、</p> <p>①綴りファイル作成時、根拠条文等をファイル表紙の裏面に貼り付けるとともに、証紙収入実績簿を常にファイルのトップに配置する。</p> <p>②決裁時、決裁文書をバインダーで回すのではなく、ファイルごと決裁に回すよう、表紙及び背表紙にその旨を記載する。</p> <p>③証紙収入実績簿自体に、①の「トップに配置する」及び②の「ファイルごと決裁」の旨を記載する。などの再発防止策を講じました。</p> <p>今後も適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
5	地域振興	五島振興局 管理部総務課	<p>長崎県公舎建築物及び建築設備点検業務委託（五島市地区）において、契約保証金の免除ができる事業者であることから、契約保証金を徴していないが、免除の手続きを行っていない。</p>	<p>当初は予定価格500万円超の委託業務であったため、調査・設計・測量業務等入札参加資格名簿より業者の選定を行い、施行荷は「契約保証金を徴する」契約案で決裁をとりましたが、入札の結果、契約保証金を免除できる業者が落札いたしました。そのため、契約書は「契約保証金は免除する」と変更すべきところ、当初契約書案のまま契約を締結していたため指摘を受けたものです。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、十分なチェックリストの活用を図るとともに、入札結果を踏まえた最終契約書案について所属内の複数人で再度確認を行うこととし、適切な契約事務に努めてまいります。</p>
6	地域振興	五島振興局 管理部総務課・ 農林部家畜衛生課	<p>廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。</p>	<p>組織改正により不用となった公印について、平成21年3月31日付で公印廃止届を知事に提出していましたが、保存期間の5年間を経過したのちに行うべき不用決定と処分決定の手続きを失念していたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該公印については、不用決定を行い、令和2年1月30日に処分を完了いたしました。</p> <p>指摘を踏まえ、保存期間を経過しないと不用決定できない物品については、物品管理簿の備考欄に処分年度を追記し、事務引継ぎの処理漏れを防止するとともに、配置物品管理者のみならず物品管理者においても確認できるように、年度初めのチェックリストに保存期間・処分に関する事項を明記し、複数のチェック機能が働くよう「見える化」するなどの再発防止策を講じてまいります。</p> <p>今後は、物品取扱規則等の周知を図り、同様の事案が生じないよう適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
7	県民生活環境	環境保健研究センター	<p>雨漏り・水漏れ調査を発注しているにもかかわらず、その調査結果を待つことなく、実際には原因ではなかった緑化事業で設置した設備が原因であるとして、その一部を廃棄している。</p> <p>また、設備を処分するにあたって、産業廃棄物処理業の許可を有していない業者に行わせているなど、産業廃棄物の処分にかかる手続きが不適切である。</p>	<p>雨漏り・水漏れ調査を実施するためには、緑化事業で設置した設備の取り外しが必要であり、撤去・処分まで一括して発注してしまいました。処分の手続きについては、今後一括して処分することのないよう、方針の検討を含め処分の手続きを行うまでのフロー図を作成し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>また、産業廃棄物の処分についても、法令等を遵守し、適切な処理手続きを行ってまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
8	県民生活環境	環境保健研究センター	<p>風力発電装置及び太陽光発電装置で、故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない。（3E）</p> <p>また、従物内訳書が更新されていないものがある。</p>	<p>風力発電装置については、修繕を行っても十分な発電量が見込めないことや、当センターへの電力供給が想定されていなかったことから修繕等を行っておりませんでした。今後は関係法令等を確認のうえ、関係課と協議を行ってまいります。</p> <p>太陽光発電装置については、現在、修繕費用、撤去費用について調査中であり、費用対効果の検討を行ったうえで、具体的な対応を検討してまいります。</p> <p>従物台帳については、すでに更新を行いました。今後は適切に管理を行ってまいります。</p>
9	福祉保健	西彼福祉事務所	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（生活保護費返還金等）</p>	<p>収入未済については、福祉保健課と連携のうえ、保護受給中の債務者に対する納入指導や、保護費との調整が可能なケースへの対応処理などに取り組むとともに、一括返還が困難な世帯に対して履行延期特約の相談に応じる等、未収金の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底や定期的な家庭訪問等による生活状況の適切な把握により新たな未収金の発生防止に努めてまいります。</p>
10	福祉保健	上五島福祉事務所	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（生活保護費返還金等）</p>	<p>収入未済については、福祉保健課と連携のうえ、保護受給中の債務者に対する納入指導や、保護費との調整が可能なケースへの対応処理などに取り組むとともに、一括返還が困難な世帯に対して履行延期特約の相談に応じる等、未収金の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底や定期的な家庭訪問等による生活状況の適切な把握により新たな未収金の発生防止に努めてまいります。</p>
11	福祉保健	こども医療福祉センター	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（障害福祉使用料等）</p>	<p>家庭訪問、夜間の電話催告、文書による督促・催告に取り組んでおります。また債権管理嘱託員による訪問徴収も実施しております。引き続き、収入未済額の解消に努めてまいります。</p>
12	福祉保健	西彼福祉事務所	<p>生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託において、仕様書に効果測定項目を定めているがそのデータ等を提出させておらず、十分な事業評価が行われていない。</p>	<p>効果測定項目に係る関係資料について、委託事業者から提出がなされ、本事業に参加した児童・生徒に関する学力の向上や心理・行動面の変化等による評価から、本事業による一定の学習支援効果、居場所効果を確認したところです。</p> <p>今後は、仕様書に基づき適正に処理するとともに、本事業の効果的な実施継続に努めてまいります。</p>
13	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	<p>地方講演会開催事務委託において、施行伺に積算根拠が添付されておらず不明確である。また、契約期間外の費用を含め委託料を支出している。</p>	<p>今後は、積算根拠を明確にし、適正な予定額の積算に努めてまいります。</p> <p>また、契約期間の見直しを行うとともに、精算時には複数の職員による内容チェックを徹底いたします。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
14	福祉保健	こども医療福祉センター	<p>麻酔器の定期点検及び緊急保守を内容とする業務委託において、予定額を総額のみで設定しており、積算根拠が不明確である。</p> <p>また、年度末まで緊急保守業務が継続するにもかかわらず、契約書に定期点検完了後に契約額の全額を請求できる条項を設け、年度途中で全額を支払っている。</p>	<p>今後は、積算根拠を明確にし、適正な予定額の積算に努めてまいります。</p> <p>また、契約額の支払いについては、契約条項に基づき再委託を承諾したメーカーが定期点検を実施するため、点検終了後に全額を請求できる条項を設けていたものですが、令和2年度の契約から委託（保守業務）期間終了後に契約額の全額を請求できる条項としております。</p>
15	水産	五島振興局 上五島支所建設部管理・用地課	<p>漁港施設使用料ほかについて、納付が遅延しているものの督促を行っていない。</p>	<p>納入期限を過ぎた者に対して、速やかに電話、訪問等により納入を催告していきます。</p> <p>催告に従わない時は督促してまいります。</p>
16	水産	総合水産試験場	<p>漁業調査船用燃料（A重油）単価契約において、代行給油の業者以外の者から給油を受けており、また代行給油の場合の品質確認を行っていない。</p>	<p>代行給油を行う際に必要な書類は燃料単価契約を締結している業者を通じて整備しました。</p> <p>今後、代行給油に当たっては、品質確認用サンプルの提供を含め、契約に基づく適正な手続きを行うよう、業者及び調査船乗組員に対して徹底しました。</p>
17	水産	総合水産試験場	<p>展示水槽保守点検業務において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約どおりに業務が実施されているか確認していない。</p> <p>また、令和2年度の契約においても履行の確認が十分でなく、適正な業務の指導・監督が行われていない。</p>	<p>昨年度の委託契約の未履行分については契約相手方と協議のうえ、返還金の戻入手続きを行いました。</p> <p>また、今年度分の委託についても業務内容を精査し、委託料の減額変更を行いました。</p> <p>今後は再発防止のため、所属内で仕様書と実績報告書の照合及び履行確認の徹底を図ります。</p>
18	水産	総合水産試験場	<p>昨年度の監査での指導にもかかわらず、毒物劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されている。</p> <p>また、管理簿に登録されないまま保有している劇物がある。</p>	<p>一般試薬の保管場所に混在していた毒物劇物は速やかに専用の保管場所に収納し、また、未登記の劇物は管理簿に整理しました。</p> <p>今後、複数名で保管状況を確認し、混在や未登記が発生しないよう徹底します。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
19	水産	五島振興局 上五島支所建設 部管理・用地課	漁港施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	課内の許可一覧表に原状回復届受理のチェック欄を追加し、課内全員が確認するようにしました。許可期間後に提出がない申請者には個別に連絡することで今後の再発防止に努めてまいります。
20	水産	五島振興局 上五島支所建設 部管理・用地課	漁港施設占用許可において、許可期間満了後、県の土地に建物等が残されたままになっている。	個人所有物については、占用申請又は撤去するよう指導を継続するとともにその他の残存物件については、臨港道路を管理する漁港管理者として、臨港道路を通行する人や車両の安全を確保する義務があることから、建物等が倒壊するなどして臨港道路の利用者が被害を受けることがないように安全確保に努めてまいります。
21	農林	対馬振興局 農林水産部林業 課	木材業者及び製材業者登録証の交付事務において、有効期限を誤っており、再発行などの是正措置が取られていない。	<p>木材業者及び製材業者登録の更新事務において、登録の有効期間が3年間とされているところ、期間満了日の認識の誤りにより、所定の期間より2日超える有効期間を設定していたものや登録年月日の認識の誤りにより、更新前の有効期限到来前に新たな更新期間を設定したことで登録事業者の期限の利益を損なった状態となっていたものについて、誤りが判明した後も再発行などの是正措置が取られていなかったため、今回指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、正しい有効期間で再登録を行い、登録証を再交付して是正を図りました。</p> <p>また、これまで起案時には更新後の有効期間を空欄として、決裁後に担当者が記入していたものを、あらかじめ起案時の登録簿（案）及び登録証（案）に登録年月日及び有効期間を記載することとし、あわせて複数人で行うチェックリストを整備することで、有効期間の確認を組織として行う再発防止策を講じました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないように、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
22	農林	農業大学校	<p>野菜温室自動カーテン改修工事において、入札保証金を免除できるにもかかわらず、特段の理由もなく徴している。</p> <p>また、契約保証金について、契約額（税込み）の10%以上を徴すべきところ、納付額が不足している。</p>	<p>野菜温室自動カーテン改修工事において、指名した事業者は財務規則第96条により入札保証金を免除することができるにもかかわらず、入札保証金を徴していたことについて指摘を受けたものであります。</p> <p>また、契約保証金について、契約額（税込み）の10%以上を徴すべきところ、入札保証金として徴した入札金額の5%の額のみを契約保証金として充当していたため、納付額が不足していることについて指摘を受けたものであります。</p> <p>これは、入札事務・契約事務の確認不足及び認識誤りにより生じたものであり、今後は、同様の事案が生じないように、財務規則や契約事務マニュアル等の確認を徹底するとともに、契約事務チェックリストに「入札保証金にかかる知事が定める資格の有無、契約保証金が契約金額の10%以上」を追記するとともに、チェックリストを活用した複数人によるチェック体制を構築することで再発防止を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
23	農林	県央振興局 農林部検査課、 農村整備課、諫 早湾干拓堤防管 理事務所	<p>水位計等について、使用見込みがないにもかかわらず具体的な処分方法が検討されていない。</p> <p>また、借入期間を過ぎたパソコン等の返却が遅延している。</p>	<p>水位計や超遠心機ほか4物品について、過去5年以上にわたり使用実績がないにもかかわらず、具体的な処分方法が検討されていないことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>水位計については、故障により使用不能であることから廃棄処分を行うこととしております。他の物品については、検査方法等の変更により使用見込みがないことから、有効活用ができる他機関を確認のうえ、1物品については農林技術開発センターに所管転換することとし、4物品については廃棄処分を行うこととしております。</p> <p>今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、他の所属への所管転換や廃棄処分を検討するなど適正な管理に努めてまいります。</p> <p>また、借入期間を過ぎたパソコン及び複合機の返却がされていないため、返却が遅延しているとして指摘を受けたものであります。</p> <p>返却が遅延していた物品については、令和2年10月29日に一括導入のパソコンは情報システム課へ、所属導入の複合機はリース元へ返却いたしました。</p> <p>今後は、一括導入のパソコンについては、入替作業終了後に情報システム課で確認することとなっておりますが、所属においても回収漏れがないか確認を徹底することとし、所属導入の機器については、契約期間終了前に契約業者と返却日の確認を行うことで、適正な管理に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
24	農林	県央振興局 農林部諫早地域 普及課	消耗品出納簿に登録されて いない劇物がある。	<p>毒劇物については消耗品出納簿へ登記して管理すべきところ、登記されていない劇物があったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該劇物は、使用期限が切れていたため、指摘を受けた後、消耗品出納簿へ記載したうえで、令和3年2月に廃棄処分いたしました。</p> <p>また、他の毒劇物について、登記の有無を確認した結果、登記漏れはありませんでした。</p> <p>今後は、毒劇物を購入する際の購入伺書に「消耗品出納簿への登記」のチェック欄を設け、購入費を支出する際に、登記されていることを確認したうえで支出することといたします。</p> <p>今後、同様の事案が生じないように、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
25	農林	県央振興局 農林部長崎地域 普及課、諫早 地域普及課、大 村・東彼地域普 及課、農業企画 課	<p>公用車等運転確認簿による 所属長等の確認及び記録 が行われていないものがある。</p> <p>また、日常点検が行われて いないものがある。</p>	<p>公用車等運転確認簿による運転者の健康状態等の記録及び所属長等の確認、並びに車両の日常点検が行われていない案件があったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>これは、運転確認簿とは別に、公用車使用簿を作成していたことから、使用簿にのみ記入すれば足りるという誤った認識が生じたために発生したものであります。</p> <p>指摘を受けた後、別冊で作成していた運転確認簿と公用車使用簿の様式を統合し、所属長等の運転確認欄を設けることにより、確認等の漏れがないようにいたしました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないように、関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
26	農林	五島振興局 管理部総務課・ 農林水産部家畜 衛生課	廃止された公印の物品不 用決定が著しく遅延してい る。	<p>組織改正により不用となった公印について、平成21年3月31日付で公印廃止届を知事に提出しておりましたが、保存期間の5年間を経過したのちに行うべき不用決定と処分決定の手続きを失念していたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該公印については、不用決定を行い、令和2年1月30日に処分を完了いたしました。</p> <p>指摘を踏まえ、保存期間を経過しないと不用決定できない物品については、物品管理簿の備考欄に処分年度を追記し、事務引継ぎの処理漏れを防止するとともに、配置物品管理者のみならず物品管理者においても確認できるように、年度初めのチェックリストに保存期間・処分に関する事項を明記し、複数のチェック機能が働くよう「見える化」するなどの再発防止策を講じてまいります。</p> <p>今後は、物品取扱規則等の周知を図り、同様の事案が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
27	農林	農林技術開発センター	故障等により使用見込みのない重要物品や管理簿に登記されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。	故障等により使用見込みのない重要物品や物品管理簿に登記がない旧式のパソコン等が処分されないまま放置されている状況について、指摘を受けたものであります。 放置されていた物品等については、使用できる状態ではないため産業廃棄物として廃棄する予定としております。 今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、廃棄処分や他の所属への所管転換を検討するなど適正な管理に努めてまいります。
28	土木	五島振興局 建設部管理・用地課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (港湾施設使用料等)	【平成30年度、令和元年度発生未収金：1名】 「港湾施設整備特別会計：港湾施設使用料他2件」 債権者に対して、毎月面談と納付指導を実施し、これまで3回の部分納付があっていますが、債権者が令和2年10月に死亡したため、相続人の追跡調査を行ったところです。 今後、相続人に対して催告を行い、収入未済債権の徴収に努めてまいります。
29	土木	対馬振興局 管理部総務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (過払い報酬の返還金)	当該未収金は、当時雇用していた嘱託職員が報酬支払い後に無断欠勤したことにより、その欠勤日数分の報酬が過払いとなったものです。 当該債務者は遠方に居住していることから、文書や電話などにより過払い金の返還を求めているところであり、引き続き、債権管理室と連携を図りながら、収入未済の解消に努めてまいります。
30	土木	五島振興局 上五島支所建設部管理・用地課	港湾施設目的外使用許可及び調定において、実際の決裁日より大幅に遡って処理を行っている。	使用開始日から許可日までの取扱について誤認していたため発生した案件です。今後同様の事案が発生した場合は遡って許可するのではなく、許可日以前の使用料相当額については民法第703条に基づく不当利得請求等で適切に対応します。
31	土木	対馬振興局 建設部上県土木出張所	公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。	今回の指摘は、長崎県証紙条例施行規則に定められた、証紙収入実績簿の作成を失念していたものです。 今回の指摘を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう、 ①綴りファイル作成時、根拠条文等をファイル表紙の裏面に貼り付けるとともに、証紙収入実績簿を常にファイルのトップに配置する。 ②決裁時、決裁文書をバインダーで回すのではなく、ファイルごと決裁に回すよう、表紙及び背表紙にその旨を記載する。 ③証紙収入実績簿自体に、①の「トップに配置する」及び②の「ファイルごと決裁」の旨を記載する。 などの再発防止策を講じました。 今後も適正な事務の執行に努めてまいります。

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
32	土木	県央振興局 建設部河港課	船津ダム浄化槽保守点検業務において、契約が遅延している。また、浄化槽点検期間が適切でない。	<p>浄化槽の保守点検において、法令では浄化槽の規模によって3か月もしくは4か月に1回以上の点検が必要なところ、年度初めの業務の引継ぎの不備により発注時期が遅れ、適正な点検頻度を確保できなかった案件です。</p> <p>本年度から、毎年度初めに発注が必要な委託等のリストを作成し、課長、班長、担当で共有することにより、発注遅れや漏れがないか確認を徹底し、適正な点検頻度の確保を行ってまいります。</p>
33	土木	五島振興局 建設部道路課	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、見積徴取時に業者の資格の確認を行っていない。	<p>契約前に許可業者であることを確認し、契約を行っていましたが、見積徴取時においては、昨年と同じ業者であったため、見積業者が産業廃棄物収集・運搬及び処分の許可業者であることの確認が不十分でありました。</p> <p>今後は、見積徴取時に、許可業者であることを事前確認し、見積を徴取することとします。また見積徴取する伺いには、見積業者が許可業者であることが確認できる資料を添付します。</p>
34	土木	五島振興局 建設部河港課	琴石川通常砂防工事他（監督補助業務委託）において、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、業務量は変わらないとして減額等の検討を行っていない。	<p>本業務は従事期間を計算の基礎としており、契約期間の変更がなかったため、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、減額等の検討・契約変更を行っていなかった案件です。</p> <p>今後は、対象工事の件数の増減に合わせて変更を行ってまいります。また、大幅な対象工事の件数の減少が生じた場合は、契約期間の短縮などについて慎重に検討し受注者と協議を行ってまいります。</p>
35	土木	五島振興局 建設部福江ダム 管理事務所	福江ダム水質分析業務において、契約書が省略できる建設関連業務委託でないにもかかわらず、契約書を作成していない。	<p>当該業務は契約書の省略が可能な業務と誤った認識をしていたことにより契約書を作成していなかったものです。</p> <p>指摘後は、起案時に契約書案を添付するとともに、当該業務は契約書の作成が必要な事務委託であることを引継書にも明記しました。</p> <p>また、経理班においても書類へ添付するチェックリスト及びチェックリストの種類（事務委託用であるか）の確認を入念に行うよう再度周知し、後任の担当者へも確実に引継ぎを行いました。</p>
36	土木	老岐振興局 建設部建設課	浜田川通常砂防工事（法面工）の変更契約において、労務費と機械経費に係る補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している。	<p>検算時・決裁時に、設計書の積算条件のページで諸経費区分に週休2日の補正：4週8休以上又4週7休等の記載がある場合は、内訳書のページで各種項目において、同様の補正内容による労務費と機械経費に係る補正係数が計上されているかの確認を重点的に実施するよう周知を行い、今後、再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、正しく設計額を算出し直した結果、発生した差額については、請負者へ支払いを行いました。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
37	土木	五島振興局 上五島支所建設 部管理・用地 課、建設課	<p>水防倉庫にある丸太について、台帳と実際の保管数量が異なっている。</p> <p>また、同倉庫に保管されている信号機について、物品登録がなされていない。</p> <p>さらに、同敷地内に保管されている電動ホイストについて、物品の管理者等が把握していない。</p>	<p>水防倉庫にある丸太については、現地確認を行ったうえで、保管数量と使用数量を記載する受払簿を作成しました。今後は、受払簿により、適切な出納管理を行ってまいります。</p> <p>信号機については、警察への譲渡について、警察と協議しましたが、不要との回答を得たため、令和3年度の早い時期に処分します。</p> <p>電動ホイストについては、過去の担当者・町への聞き取りの結果、当倉庫に所在するに至った経緯を確認できなかったこと、また、老朽化が進んでおり、実用に耐えないことから、令和3年度の早い時期に処分します。</p>
38	土木	壱岐振興局 建設部建設課	<p>融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じている。</p>	<p>保管場所は、これまでの倉庫入り口付近から倉庫奥側へ移動し雨水等の影響を受けないようにしました。また、塩化カルシウムの保管状態を定期的に確認し、適切に管理して参ります。</p>
39	土木	五島振興局 建設部管理・用 地課	<p>港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。</p>	<p>監査以前は原状回復届について一部未提出がありましたが、監査以降は課内で提出の有無について確認を徹底し提出を受けています。</p>
40	土木	五島振興局 上五島支所建設 部管理・用地課	<p>有川港他2箇所において、長年占用許可を取ることなく放置された船舶の所有者に対し、十分な対応が取られていない。</p>	<p>これまで所有者に対し指導を行い、漁協とも連携しながら漂流しない措置などを講じてきました。</p> <p>しかしながら、令和2年9月に所有者が死亡し、相続人からは相続放棄の手続きも行われたため所有者が不存在となっています。</p> <p>放置廃船に係る対応については、危険防止措置を実施しており、今後、管理上支障にならない場所への移動について検討します。</p> <p>また、港湾水域内の放置廃船については、沈没の恐れなどの状況について本庁及び地元町や漁協などで構成する放置廃船対策協議会とも協議しながら対応を検討します。</p>
41	土木	壱岐振興局 建設部管理・用 地課	<p>港湾施設の目的外使用許可において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。</p>	<p>監査以前は原状回復届について一部未提出がありましたが、監査以降は課内で提出の有無について確認を徹底し提出を受けています。</p>
42	土木	壱岐振興局 建設部空港管理 事務所	<p>壱岐空港において、工作物設置許可が行われていないカメラ等が設置されている。</p>	<p>許可書には架空ケーブルのみ記載していましたが、令和3年度の許可書からカメラケーブルだけでなく、カメラ等についても使用許可項目として記載しております。今後は許可物件すべてを記載するように注意してまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	水産	漁港漁場課	<p>○放置廃船について</p> <p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。</p> <p>これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。</p> <p>また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものとする。</p> <p>本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。</p>	<p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、平成28年11月に県、海上保安部、県警本部で構成する「長崎県港湾漁港放置廃船対策協議会」を立ち上げ、これまで情報共有を図りながら合同パトロールを実施するとともに、市町漁協等への啓発チラシ・ポスター配布や、係船料納付シールによる台帳管理や追跡調査を実施してきました。</p> <p>令和2年12月末における放置廃船数は、港湾285隻（内所有者判明120隻）、漁港452隻（内所有者判明147隻）となっており、令和2年1月から12月までの是正措置として、口頭指導263件、撤去指示書貼付245件、所有者探索275件などを継続して実施し、119隻（港湾51隻、漁港68隻）の撤去を確認しています。</p> <p>しかしながら、新たに放置廃船として187隻（港湾65隻、漁港122隻）が確認されており、全体的な発生抑制に関しての対策効果が出ていない状況です。</p> <p>今後は監査結果のご意見を踏まえ、関係機関と協議しながら港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼす放置廃船の移動及び沈没の恐れがある放置廃船の事前措置などの具体的な対応方針や、所有者が判明している放置廃船についての踏み込んだ対応方針を定め、地方機関への周知徹底を図ってまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
2	土木	港湾課	<p>○放置廃船について</p> <p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。</p> <p>これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。</p> <p>また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものとする。</p> <p>本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。</p>	<p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、平成28年11月に県、海上保安部、県警本部で構成する「長崎県港湾漁港放置廃船対策協議会」を立ち上げ、これまで情報共有を図りながら合同パトロールを実施するとともに、市町漁協等への啓発チラシ・ポスター配布や、係船料納付シールによる台帳管理や追跡調査を実施してきました。</p> <p>令和2年12月末における放置廃船数は、港湾285隻（内所有者判明125隻）、漁港452隻（内所有者判明147隻）となっており、令和2年1月から12月までの是正措置として、口頭指導263件、撤去指示書貼付245件、所有者探索275件などを継続して実施し、119隻（港湾51隻、漁港68隻）の撤去を確認しています。</p> <p>しかしながら、新たに放置廃船として187隻（港湾65隻、漁港122隻）が確認されており、全体的な発生抑制に関しての対策効果が出ていない状況です。</p> <p>今後は監査結果のご意見を踏まえ、関係機関と協議しながら港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼす放置廃船の移動及び沈没の恐れがある放置廃船の事前措置などの具体的な対応方針や、所有者が判明している放置廃船についての具体的な対応方針を定め、地方機関への周知徹底を図ってまいります。</p>

2 教総第140号
令和3年5月27日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉村 洋 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県教育委員会教育長 平田 修三
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付R02-21000-01093にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	教育	長崎工業高等学校	長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っている。	<p>公有財産使用許可申請書が提出された際に現場確認を行っていなかったことが原因であると考えておりません。</p> <p>なお、使用料の還付については、事業者から放棄する旨の通知を受けております。</p> <p>今後は、使用許可等事務処理の際に現場の写真を添付する等、事務室職員全員で状況を把握できるよう努めてまいります。</p>
2	教育	川棚高等学校	水道料金が大きく増加しているにもかかわらず、原因の確認を行わないまま、1年半にわたり漏水による過大な水道料金を支払っている。また、その過大に支払った水道料金について、減免の手続きを行っていない。	<p>水道使用量は通常時であっても、年度や月によってある程度の上下があり、漏水が発生した時期と思われる後も、通常時と同程度の水量となっている時期もあったことから、早い段階で気付くことができませんでした。今回の指摘後に、水道使用量の確認方法について検討し、出勤時及び退勤前の水道使用量メーターの確認、記録を行うようにしました。</p> <p>また、減免の手続きについては、漏水確認時から原則として1ヶ月以内に修理を完了して修理証明書を提出のうえ減免申請することとなっており、漏水確認時から1ヶ月以内に修理が完了できていなかったことから、減免の対応はできないと思っていたため手続きを行っていませんでした。</p> <p>今後同様の事案が発生した場合、水道料金の減免措置について、町への速やかな連絡に努めてまいります。</p>
3	教育	大村高等学校	職員住宅ベランダ手すり等改修において、契約保証金免除の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を徴していない。	<p>予定価格が160万円以下であり、過去の実績から履行が完全に行われると判断し、財務規則第113条第6号を適用して、契約保証金を免除しましたが、本条項は随意契約の場合にしか適用できないことを見落としていたことが原因です。</p> <p>契約保証金に限らずすべての事項において、思い込みで仕事をしないよう、その都度入札契約マニュアル等において根拠となる条項を確認するよう改めました。</p>
4	教育	豊玉高等学校	委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。	<p>契約書等の作成にあたっては、これまでも決裁を受けた支出負担行為決議書でチェック、訂正の入ったものについては浄書し、間違いがないかを確認したうえで公印の押印を行っているところですが、公印押印のための手続きとして、認識不足により契約伺を兼ねた支出負担行為決議書に浄書、校合、検印欄に押印がなされていなかったため、指摘を受けたものです。</p> <p>今後は、公印を押印する場合、公印を押印する書面に決裁文書を添えて事務長へ提出し、事務長による検印を確実に受けた上で、公印を押印するように改めました。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
5	教育	国見高等学校	<p>蛍光灯等の処分において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている。</p>	<p>蛍光灯には水銀が含まれているため、水銀使用製品産業廃棄物の扱いとなり、事業所から処分する場合は、産業廃棄物として処理することになってはいますが、一般廃棄物収集運搬業者と蛍光灯処分も含めて契約をしていたことで、指摘を受けました。</p> <p>令和2年度から、蛍光灯処分については、産業廃棄物収集運搬処理業務として契約し処理を行いました。</p> <p>また、使用済の蛍光灯は、鍵付倉庫に保管し、不燃ごみの置き場には置かないようにして、一般廃棄物と混在しないようにしました。</p>
6	教育	北松西高等学校	<p>職員住宅ブロック塀改修工事の請負契約において、契約保証金を徴していない。</p>	<p>落札後の当初手続において、請負業者が履行保証保険に加入する予定であったところ、急遽契約保証金の納付への変更を希望され、担当者に契約保証金の納付書発行を依頼されていましたが、後日、事務長が請負業者に履行保証保険証の提出を求めた際に、担当者が納付書を依頼されたことを失念していたことが発覚しました。適切なタイミングでの確認を怠ったことと、請負業者との連携不足が原因であると考えられます。</p> <p>本来、契約保証金の納付または履行保証保険への加入については、契約締結前に十分な確認を行うべきことですので、財務規則や入札・契約事務マニュアル等で事務の再確認をするとともに、今後、同様の工事の際は請負業者にはっきりと契約保証金納付か履行保障保険加入か意思確認を行い、履行の確認を行ったうえで契約を締結することを徹底してまいります。</p>
7	教育	島原農業高等学校	<p>牛の配合飼料購入（単価契約）について、生乳の買取を条件としているため、契約の相手方が特定されることを知りながら、これまで見積辞退している業者へ引き続き見積執行通知を行っている。</p>	<p>平成27年度から、生乳の買取を条件に入れた単価契約の見積合わせを行っており、毎年1者以外すべて辞退の状況が継続していたにも関わらず、条件の見直し等を行ってこなかったため、実質1者随意契約状態が続いたことが、今回の指摘となりました。</p> <p>前年度までの処理内容を充分精査せず、同様の処理を毎年繰り返していたことが原因で、令和3年度から、生乳の買取を見積条件から削除しました。</p> <p>今後は、実質1者随意契約状態が3回以上続いた場合、業者に十分な事態理由の聞き取り等を行い、見積条件の見直しを行ってまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
8	教育	諫早商業高等学校	<p>消防設備等点検業務委託において、複数年にわたり防排煙設備の不作動が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。また外壁打診調査業務委託において、不良箇所に係る修繕費用等の検討が行われていない。</p>	<p>令和2年5月に所管課へ消防設備修理にかかる予算要求を行うこととしましたが、見積書に不備があったため令和2年度の消防設備等点検結果を踏まえて改めて見積書を取り直し予算要求し、令和3年3月に設計委託を終えましたので、令和3年度に至急改修工事を行うこととしています。</p> <p>今後は、点検結果を踏まえて所管課に予算要求を行い、不良箇所の改修に努めてまいります。外壁打診調査に関しては、部分補修の見積額を業者に依頼し、対応について所管課と相談する予定です。</p> <p>危険度・緊急度が高いものは、確実に所管課へ予算要求を行うとともに、対応状況を事務室全員が認識し相互チェックすることとしました。</p>
9	教育	長崎明誠高等学校	<p>植木管理等業務委託において、誤った内容で契約締結後、担当者のみで判断で契約書の差替えを行っている。</p>	<p>植木管理業務委託において、契約伺において削除した文言が残ったまま契約書を取り交わしてしまい、その後、担当者が誤りに気づき修正する際に、文書による決裁をとらないまま、契約書を取り交わしてしまいました。契約書作成時の浄書、校合、検印が形骸化していたために、誤った内容の契約書を取り交わしてしまったこと、また、契約書を是正することについて「誤りを正しくするだけだ」と担当者が軽く考えてしまったために、口頭のみで報告で文書による決裁を経ない形での契約書の差し替えをしてしまったことが原因です。</p> <p>指摘後は、契約伺時に担当者が浄書、校合は担当と副担当が立ち合いのうえ、確実に伺いと原本を照合し、事務長が検印を行うことを徹底しました。また、契約書がいかに重要な書類であるかを事務室内で確認し、契約書の変更等に係る意思決定については、必ず契約者である校長まで書面での決裁をする必要があることについて意識の共有を行いました。今後は取組みを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
10	教育	長崎特別支援学校	<p>一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、FAX見積が同価であった業者にくじを引かせる手続を誤っている。</p>	<p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る見積書をFAX受領した時に、2者が最低金額で同額となったため、当日の16時30分を提出期限としてFAXくじの提出を依頼しました。うち1者が提出期限を過ぎての提出でしたが、そのことに気付かずそのまま受付を行い、くじを実施、業者決定を行っていたことで、誤った手続きとして指摘を受けたものです。</p> <p>提出期限内かどうかの確認を怠り、結果として期限後に提出のあったものを含めてくじを実施し、業者決定に至ってしまいました。</p> <p>今後は担当者だけでなく、提出期限が定められたものについては事務職員全体での情報共有を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
11	教育	桜が丘特別支援学校	<p>プール清掃業務委託において、産業廃棄物（汚泥）の処分の許可が無い業者に業務を委託している。</p>	<p>業者選定において、業務の主体である「清掃業務」に実績のある業者を選定していましたが、業務仕様には清掃業務によって生じる汚泥処分が含まれており、産業廃棄物の収集運搬や処分の有無を確認する必要性があることに気づかずに、結果、収集運搬の許可は持っているが、処分の許可は持っていない業者に委託していました。</p> <p>当該業務は、以前から同じ業務委託仕様及び業者選定方法で実施されてきたこと、また、収集運搬及び処分の許可も有する業者である必要性の認識がなく、業者選定方法に問題があることに気づかなかつたことなど、前年度どおり実施すれば問題ないとの前例主義があったことが原因と考えます。</p> <p>予備監査後は、他業務委託でも同様の誤りがないかの再確認を行いました。今後は、業務委託の仕様と業者選定の関係については、十分注意する必要があること、また決裁においては、前例主義とせず、疑問点がある場合は必ず確認を行うことを事務室全体での共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
12	教育	諫早東高等学校	<p>施錠設備がなく、「医薬用外劇物」の表示がない冷蔵庫に、一般薬品と一緒に保管されている劇物がある。</p>	<p>劇物である過酸化水素水の気化を防ぐために冷蔵庫内で冷蔵保存していましたが、施錠設備がないことに加え、医薬用外劇物の表示もなく、一般薬品3点を同じ冷蔵庫に入れて保管していたことは、準備室内に生徒が入り、触れる環境にはなかったものの、薬品の安全管理上必要な措置の認識が不足してありました。</p> <p>監査終了後、直ちに冷蔵庫に鍵を取り付け、劇物表示するとともに、冷蔵庫内部に箱を設置し、その中に収納のうえ管理するよう改めました。また、混置していた一般薬品については、冷蔵保管が必要か否かの精査を行い、冷蔵庫には収納せず、一般薬品庫にて管理することとしました。</p> <p>劇毒物の管理については、施錠設備、医薬用外劇物・毒物の表示を行うとともに一般薬品との混置がないよう、物品管理者である校長を始め、教頭、事務長、理科教諭、実習助手で連携しながら、年度当初において、劇毒物の管理に必要な措置を改めて認識するための校内研修等を実施してまいります。</p>
13	教育	対馬高等学校	<p>物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生しており、点検等の物品の管理が不十分である。</p>	<p>年1回の物品管理簿との点検・照合時において、「点検・照合結果報告書」に配置場所と異なる場所に置かれていた物品や所在不明と記載された物品があったため、管理が不十分との指摘を受けました。</p> <p>全ての物品について、年度内に所在を確認しています。所在不明や配置場所の不一致が発生した原因としては、黒板など、本校での様々な事業にかかる授業や発表などの場において、配置場所を変更して使用する機会が多く、その際に配置場所に戻し忘れていたり、所在不明とされていたもののうち、そもそも正しい配置場所に配置されていたものの、シールの劣化等により、物品点検時に点検者が見落としていた物品があったことでした。</p> <p>対象となる物品について、備品シールの貼り直しや、実情に即した配置場所への変更を行いました。今後は、日頃から適切な物品の管理を行うことはもちろんのこと、使用した物品は元に戻すように全職員に周知・徹底を行い、適正な管理に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
14	教育	島原農業高等学校	昨年度の監査での指摘にもかかわらず、生産品出納簿において生産品数量が管理されておらず、受入・払出の適正な管理が行われていない。	<p>昨年度、生産品の受入・払出について十分な管理がなされていない点について指摘があり、生産報告並びに不用決定処分書等による受入・払出の報告方法を見直し、適切に報告が行えるよう改善をしましたが、生産品出納簿については、一律に処分日のみの記載となっていたため、今回の指摘となりました。</p> <p>報告書の改善を行ったことで適正な管理が行われたと思いつき、出納簿の記入方法についてまで改善が及ばなかったことが原因です。</p> <p>指摘後は、生産報告に合わせて生産出納簿の処理も行うように見直しました。今後は、担当者だけでなく、事務室全体で記載方法について確認を行い、適正な管理を行うよう努めてまいります。</p>
15	教育	鶴南特別支援学校	教師用の情報端末1台が紛失しており、物品の管理が不十分である。	<p>県から保有状況の調査を受け、校内の情報端末(iPad)の点検を行ったところ、職員室の金庫(電子キー方式)に保管してあった教師用の端末1台が紛失していることが判明したものです。</p> <p>定期的な点検を行っておらず、持ち出す場合は貸出簿に各自で記入する取り決めでしたが、徹底されていませんでした。</p> <p>今回の件を受けて、端末の管理運用方法について次のように定め、より厳重に管理を行うようにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は端末を使用する際は管理職に報告し、管理職は貸出簿に確実に記入されているか確認する。 返却時においても管理職に報告し、管理職は個人情報等のデータが完全に消去されているか確認する。 毎日、担当職員が放課後に台数及び保管金庫施錠の確認を行い、その結果を管理職に報告する。 貸出簿には新たに備品の整理番号を記入する欄をもうける。
16	教育	島原翔南高等学校	合宿所(県有財産)の管理において、光熱水費を私費会計(同窓会館運営費)で負担させているが、その根拠が不明確である。	<p>当該施設は県有財産ではありますが、部活等の合宿を主たる目的として使用しており、全生徒から毎月徴収した運営費(私費会計)で光熱水費を負担していました。県有財産である施設の光熱費を、運営費(私費会計)で負担させる根拠が不明確ではないかということで、指摘を受けたものです。</p> <p>合宿等の利用によるものであるため、使用者負担という認識であったため、私費会計で負担していました。</p> <p>県有財産の管理においては、原則として私費会計による負担はないものと整理して、令和3年度から、光熱費については県費負担としました。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	教育	教育環境整備課	<p>○燃料類の単価契約について</p> <p>LPガス等の燃料単価契約においては、年間を通して価格が大きく変動する可能性があるにも関わらず、市場価格の変動に基づく契約単価の変更について、取扱いを定めていない事例や、取扱いは定めているものの、契約単価の変更手続きを行う目安となる価格の変動幅等の基準を設けていない事例が確認された。これらの契約の場合、市場価格が大きく変動した場合においても、変更契約は行われていない。</p> <p>さらに、契約書自体の内容に問題はないが、契約内容に沿った市場価格の変動の把握を怠っている事例も見受けられた。</p> <p>本庁所管課においては、LPガス等燃料契約単価の変更について、契約変更を協議すべき変動幅の考え方などを示すとともに、各県立学校における契約事務の適正化について周知徹底されたい。</p>	<p>学校における燃料単価契約の状況等を調査した後、市場価格の把握方法や変動幅の考え方を整理するように検討しています。</p> <p>燃料単価契約事務の参考となるような事例を示し、周知することで、各学校の契約事務の適正化に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
2	教育	教育環境整備課	<p>○寄贈品及び県費外購入等物品について</p> <p>県立学校においては、PTAや同窓会等が購入した物品が多く存在しており、これらの物品は、寄贈品として県有となっているものと、PTA等の所有のまま管理をしているものがある。後者については、「長崎県立高校における県費外購入等物品に関するガイドライン」により、県費外購入等物品であることの表示を行うことや、管理物品の一覧表を作成することが求められている。</p> <p>これらの管理状況を確認したところ、寄贈を受けたものの寄付受納の手続きがとられているか確認できない事例や、県費外購入等物品であることの表示が行われていない事例、管理物品の一覧表が現状と大きく異なっている事例等が散見された。</p> <p>本庁所管課においては、寄贈品等の速やかな寄付受納の手続き、並びに、県費外購入等物品のガイドラインに基づく適正な管理について、県立学校へ周知徹底されたい。</p>	<p>今回の意見を受け、令和3年3月29日付け2教環第539号において、「県費外購入等物品に関するガイドライン」について、再度周知するとともに、適正な物品管理についての通知を行いました。</p> <p>今後は、学校実態調査等の機会を通じて、ガイドラインに沿った管理がなされているか確認し、適正な管理に努めるよう周知してまいります。</p>

長公委（会）第1号
令和3年5月27日

長崎県監査委員 濱 本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺 山 和 仁 様
長崎県監査委員 吉 村 洋 様
長崎県監査委員 坂 本 浩 様

長崎県公安委員会委員長
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付R02-21000-01098にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	警察	島原警察署	<p>島原警察署庁舎清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容（日数）と異なる作業を受託者へ依頼している。</p> <p>また、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している。</p>	<p>本件は作業日が祝日であった場合、直後の平日に作業を行うという口頭申合せ事項を仕様書に記載しておらず、また、その場合に契約業者が作業実績を実績報告書に記載せずに報告したものをそのまま受理していたものです。</p> <p>今後は、仕様書の内容の変更を行った上で、実績報告書の作業日確認を確実にを行い、適正な作業実績管理に努めてまいります。</p>
2	警察	五島警察署	<p>消防用設備等点検業務委託において、避難はしご交換及び消火器具が不良との点検結果報告があっていたにもかかわらず、対応がなされていない。</p>	<p>本件は、消防用設備点検時に判明した不良箇所について、対応が遅れたものです。</p> <p>不良箇所については、全て改善を行ったところです。</p> <p>安全に直結することありますので、今後不良箇所が判明した際は、速やかな対応をとるよう努めてまいります。</p>
3	警察	時津警察署	<p>物品の点検・照合の際に、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システム上、不用決定決議を行っている。</p>	<p>本件は、現物の確認を行わず誤って不用決定を行ったものです。</p> <p>当該物品は、現物確認を行った上でシステムの再登録を行ったところです。</p> <p>今後は、同種事案が生じないよう、確実な点検を行い、適正な物品管理に努めてまいります。</p>

R03-01090-01483
令和3年5月18日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 吉村 洋 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 中村 法道
(公 印 省 略)

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置について (通知)

令和3年3月22日付R02-21000-01105の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：地域振興部 交通政策課		
【長崎空港ビルディング株式会社】		
意見（団体）	<p>(1) 経営状況について</p> <p>長崎空港の乗降旅客数は国内線・国際線合わせて3,159,036人で、2～3月の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度から110,451人減少したが、過去3番目に高い実績となった。</p> <p>一方、当年度の決算は、売上高が5,088,455千円で、営業利益は305,111千円、経常利益は319,606千円と、前年度比で減収減益となり、当期純利益も202,484千円と、前年度に比べ減少しているが、8期連続で黒字を確保している。</p> <p>しかし、法人が策定している中期経営計画（令和元年度～令和3年度）で、初年度となる当年度は、売上高、営業利益及び売上高営業利益率すべてで計画を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大による乗降旅客数の減少等で、来年度以降も経営への影響が懸念される。</p> <p>新たな経営環境を踏まえた計画（戦略）の見直しについて検討されたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅客実績が大幅に減少しており、経営環境に大きな変化が生じております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、計画期間途中ではありますが、現行の中期経営計画（2019-2021）を見直し、2021年4月に新たな中期経営計画（2021-2023）の策定を行いました。</p> <p>新たな中期経営計画（2021-2023）では、経営方針に「環境変化に対応し、強く生き残れる企業への成長」を掲げ、航空需要低迷時においても収益を確保できる事業体制の構築を目指していきます。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 文化振興課		
【公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 立替払いについて</p> <p>物品の購入を行う際に、職員が経費を一旦立替え、後日、当該職員に小口現金から支出している事例が複数みられる。</p> <p>やむを得ない場合を除き、請求書払いの活用など適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>今後は、職員の立替えによる支出が生じないように、資金前渡や請求書払いを活用し、適正な会計処理を行います。</p>
意見 (団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当法人の当年度の収支は、経常収益が719,973千円、経常費用が716,343千円で、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は3,559千円の黒字であり、この結果、当年度の正味財産期末残高は6,571千円となっている。</p> <p>一方で、収益目的事業会計は、カフェ事業の収支の悪化により、337千円の赤字となっていることから、今後の法人経営を安定させ、公益事業の収支相償を確保するため、収益事業の黒字化を図られたい。</p>	<p>カフェ事業の収支の悪化は、主に商品開発のコストと人件費の増によるものです。</p> <p>今後は、カフェの営業時間及び人員配置の見直しにより、人件費の圧縮を進めるとともに、来館者のニーズに合ったテイクアウト商品の提供、季節や展覧会に合わせた魅力ある商品の開発を行い、収益事業の黒字化を目指します。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：県民生活環境部 県民生活環境課		
【特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報誌やパンフレットの発行、ながさきボランぽネットやメルマガジンを活用した情報提供等を行うなど、利用について広く周知に努めているが、当年度の施設利用者数は、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>また、メルマガ読者数について、当年度は昨年度より増加しているものの、目標読者数を達成していない。</p> <p>今後とも、メルマガジンの発信やイベントの企画等を通じ、センター利用の周知を図るなど、さらなる利用促進に努めるべきである。</p>	<p>令和元年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設利用中止等により目標利用者数を達成できず、令和2年度以降においても利用者数制限など感染防止対策の制約下での運営を余儀なくされていますが、各種研修会等のオンラインでの実施や、「LINE」を導入しメルマガ読者の増加を図るなど、可能な限りの利用者増に向けた工夫に努めているところです。</p> <p>今後とも、NPO・ボランティア活動を県域で支援する中核機関として、利用者等の意見を踏まえながら、さらに利用しやすい活動拠点、情報拠点として効果的な情報発信を行い、一層の利用促進に努めてまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県視覚障害者協会】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県視覚障害者情報センターにおいて、ホームページ等による周知のほか、市町福祉関係窓口、長崎県眼科医会、盲学校等関係機関への働きかけを通し、当施設の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、当年度における蔵書等（視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」によるダウンロードも含む）の貸出数は、前年度に比べ減少しており、当年度の目標値も達成していない。</p> <p>今後とも広報の充実や利用者のニーズの把握などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>長崎県眼科医会、盲学校等の関係機関と連携したスマートサイト（*1）のネットワークを活用し、病院、学校から視覚障害者情報センターを紹介していただくことにより、新規利用者の獲得を目指しています。</p> <p>また、利用者からのリクエスト、全国のサピエ図書館（*2）での人気の傾向調査など、利用者ニーズの把握に努めると共に、WEB活用による図書製作を効率化し、図書数の増加に取り組むことにより、施設の利用促進を図ってまいります。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、利用者やボランティア等が安全安心に参加できる行事・研修会を開催するとともに、長崎県立盲学校等と連携し、教育に関わる支援についても取り組んでまいります。</p> <p>（*1）「スマートサイト」 地域で連携して行うロービジョンケア。長崎での名称は「ロービジョンサポート眼鏡橋」として、眼科医（医療）、盲学校（教育）、視覚障害者協会（福祉）、施設職員等の関係機関が連携し、視覚障害者の相談に対応する取り組みを行っている。</p> <p>（*2）「サピエ図書館」 全国的な視覚障害者情報総合ネットワークで、「クラウド上にある図書館」のイメージ インターネット上から音声データ等をダウンロードし、利用が可能</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県ろうあ協会】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者及び家族支援のため、字幕・手話入りビデオ・DVDの制作や貸出、各種相談やIT講習会等の実施で、当施設の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、当年度における当センターの利用者数は6,353人であり、目標値6,624人を下回っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から部屋の貸し出し制限やふれあいの場として定着している「みみ倶楽部」を中止したことにより利用者が減少したことも一因ではあるが、利用者のニーズをより一層把握して、参加者が少ない事業を見直すなど、引き続きセンターの利用促進に取り組まれない。</p>	<p>利用者減少の要因としては、長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止による、団体利用者人数制限、一定期間の開館時間短縮などの影響によるものが大きいと考えます。</p> <p>一方で、今年度の新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した活動経験を活かし、次年度においては、ボランティア団体及び聴覚障害当事者、関係団体を対象とした、リモート、オンライン会議講座を実施するなど、センターを活用したオンライン会議の実施により、利用促進を図るとともに、新たな試みとして、オンラインによる「遠隔聴覚障害者相談」についても取り組んでまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 聖母の騎士学園】		
指摘事項 (団体)	(1) 収納現金の処理について 聖母の騎士幼稚園において、当法人の会計業務規定では、収納した金銭を直接支払いに充当することはできないと規定されているが、子育て支援センターの利用者から徴収した参加者負担金を銀行に預入れすることなく直接支払いに充当している事例が見受けられる。 適切な会計処理を行うこと。	子育て支援センターにおいて収納した金銭については、経理規程第21条第2項及び会計業務規定（金銭の保管）の規定に基づき、令和2年9月1日より日々入金処理を行い、直接支払い等に充当しないようにしております。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 企業振興課		
【長崎県食料産業クラスター協議会】		
指摘事項 (団体)	(1) 契約事務について 長崎県食料産業活性化促進事業費補助金事業のなかで、当団体が契約した「第54回スーパーマーケット・トレードショー2020における展示ブース設営等業務委託」において、委託契約書記載の金額から請求金額が増額され支出しているが、その変更契約の意思決定に関する書類が当団体に残されていない。 適正な事務処理を行うこと。	請求金額が増額となったのは、商談会終了後に額が確定する電気使用料等が委託契約に含まれていたことが要因であり、今後は主催者から直接請求してもらうなど、適切な事務処理となるよう見直す予定です。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 新産業創造課		
【特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会】		
指摘事項 (団体)	(1) 補助金で取得した財産の処分について 平成28年度海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金により取得した「試験用双胴型供試模型船」について、耐用年数期間内に県に無断で廃棄処分を行っている。 適切に承認手続きを行うこと。	当該模型船は耐用年数を過ぎていないものの、製作した目的である試験データの取得については達成していたことから、令和3年1月29日に顛末書により経緯を報告し、併せて、財産処分の承認申請を長崎県知事あて提出しました。 今後、このようなことがないよう、長崎県補助金等交付規則等の規定に基づき所定の手続きを行うことを徹底してまいります。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 支出の承認について 経理責任者の事前承認を得ず支出している経費がある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当協会の会計処理規程に基づき、経理責任者の事前承認により支出するよう、取扱いを徹底してまいります。</p>
	<p>(2) 銀行使用印の管理について 当法人の会計処理規程では、銀行使用印等金銭に係る重要物件については経理責任者が管理・保管するようになっているが、経理担当者が管理・保管している。 適正な管理を行うこと。</p>	<p>銀行使用印等金銭に係る重要物件についても、会計処理規程に基づき、経理責任者により金庫で管理・保管するよう、厳正に対応してまいります。</p>
	<p>(3) 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について 当法人は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。 同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。 当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。 今回、次のとおり是正すべき点が認められる。 ア 変更届の提出について 当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出ている教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。 県が適正に認定職業訓練の認定が行えるよう、すみやかに県に届け出ること。 イ 訓練時間数の確保について 当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。 認定職業訓練として認められない場合は補助事業の対象とならないことから、教科ごとに最低限必要な訓練時間数等を確保すること。</p>	<p>国が示している訓練時間数の教科ごとの訓練時間数については、これを遵守し、適正に実施してまいります（雇用労働政策課あてに令和3年3月23日付で変更届及び改善報告を提出し、対応を改めていくことといたしました）。 今後、変更が生じる場合は、すみやかに変更届を作成し対応してまいります。</p> <p>「最低限必要とする訓練時間数等」に関しては、解釈に誤りがあったことから、教科ごとに必要な訓練時間数等を確保するよう、令和3年度から教科の細目表を作成しております。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項 (団体) つづき	<p>(4) 認定訓練助成事業費補助金の交付申請について</p> <p>認定訓練助成事業費補助金実施要綱では、同補助金の交付申請書に添付する様式第1号に「訓練生数が3人未満の訓練科目については、理由及び過去2年間における補助対象訓練生数一覧を添付すること」との注意書きが付されている。</p> <p>しかし、当法人は、補助金申請書の提出に当たり、主務課の了解なく、注意書き中の「3人未満」を「2人未満」に書き換えて提出していた。</p> <p>実施要綱等に基づき、適正な交付申請を行うこと。</p>	<p>補助金申請書の注意書きにおける書き換えについては、誤って修正をしたものであります。</p> <p>今般、「2人未満」としたことで実際申請書類を省略するなどの影響はなかったものの、今後、このようなことがないよう適正な交付申請に努めてまいります。</p>
	<p>(5) 教務職員の給与について</p> <p>補助対象経費である教務職員の給与について、雇入通知書に記載された月給130,000円ではなく143,000円が支給されており、また、月給3か月分の賞与が支給されている。</p> <p>当法人の「給与及び旅費規程」によれば、昇給及び賞与の額は、いずれも理事会に諮り理事長が決めるとされているが、それらを決定した人事記録がなく、昇給及び賞与の額を決定したことが確認できない状態であり、また、理事会の議事録も残されていない。</p> <p>理事会に諮り理事長が決めたということが確認できる資料を作成・保存しておくこと。</p>	<p>職員給与の総額については理事会に諮ったうえで決定したのですが、今後は個別の給与額についても理事会の中で説明を行い、その記録を残してまいります。</p> <p>なお、現在の月給与額を反映した雇入通知書は、改めて職員に交付しております。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会】		
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について</p> <p>職業訓練法人長崎県央職業訓練協会は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。</p> <p>同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。</p> <p>当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。</p> <p>今回、当法人において以下の事態が見受けられる。</p> <p>ア 変更届の提出について</p> <p>当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出ている教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。</p> <p>イ 訓練時間数の確保について</p> <p>当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。</p> <p>当法人に対して、すみやかに変更届を提出させるとともに認定職業訓練の要件を満たすよう適切に指導し、効果的な訓練が行われているか随時把握すること。</p>	<p>令和3年3月23日付で当法人から変更届と訓練時間の見直しを実施した旨の改善報告書を受領し、内容を確認しております。</p> <p>今後、法令等で定める訓練時間数等の基準に合致した訓練が適正に実施されているか否かについて必要に応じて報告を求めるなど、実施状況の把握に努めてまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、長崎県立諫早技能会館において、近隣市町に対する生徒募集ポスターの掲示や広報誌への登載依頼などのほか、主催イベントとして「親子ものづくり体験教室」の開催、小学校・中学校、公民館での体験教育の実施など利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより利用者数が前年度より減少しており、目標値も下回っている。</p> <p>今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行ったうえで、利用者のニーズの把握、広報の充実、イベントの開催などを行いながら、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>今後は、幅広い参加者が見込まれるイベントの開催を検討するとともに、広報誌、パンフレット等を活用し、技能習得目的のみならず、誰でも活用できる技能会館として情報発信を行うなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行ったうえで、取り組んでまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
指摘事項 (団体)	(1) 現金の照査について 金銭出納簿と現金との照査は、担当者が毎日実施し、検印を押印しているが、当法人の経理規程では、経理責任者（または委任を受けた課長若しくは課長代理）が実施するようになっている。 経理規程に基づいた事務処理を行うこと。	監査以降は、責任者（管理課長）が再度確認して検印を行うように致しました。
	(2) 売掛金の解消等について 過年度売掛金について、当年度の新たな発生はなく、1件完納しているが、まだ5,459千円残っているため、引き続き解消に努めること。 また、売掛金の債権管理について、前回の監査での指摘にもかかわらず、相手先の状況や相手先との折衝記録等が適正に記載された管理台帳が整備されていないため、適切な債権管理を行うこと。	売掛金の解消について引き続き努めることとします。 管理台帳については、折衝記録簿等を整備し、適切な債権管理を行います。
	(3) 「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に係る販売費及び一般管理費の按分について 前回の監査での指導にもかかわらず、部門別損益計算書の販売費及び一般管理費について、「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に共通して発生する経費が、「栽培センター受託事業」の営業損益がゼロとなるように逆算して按分計算されているため、当該2事業の部門別損益計算書が各実績を正確に表示していない。 費用の按分に当たっては、合理的な配賦基準により適切な配賦を行うとともに、当該配賦基準を文書により明確化しておくこと。	販売費及び一般管理費の按分ですが、当社顧問公認会計士と協議を継続しながら、今後とも検討を行うこととします。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
意見（団体）	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の収支は、売上高415,253千円、売上原価389,154千円で売上総利益が26,099千円の黒字であり、販売費及び一般管理費25,727千円を減じた営業利益は372千円の黒字となっている。</p> <p>営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は196千円の黒字で、法人税等を加味した当期純利益は1,908千円の黒字となっている。</p> <p>この結果、当年度末の繰越欠損金は28,846千円となっている。</p> <p>当法人は、平成28年度の赤字決算を踏まえ経営改善計画（平成30年度～平成34年度）を策定し、平成30年度から5ケ年の取り組みを進めているが、当年度の事業報告書に記載されている計画値とも乖離が生じているようなので、実効性のある経営改善計画に見直されたい。</p>	<p>令和2年度の決算見込では、現段階（R3.4.6時点）において、一定額の利益を確保し、繰越欠損金を圧縮できる見通しです。</p> <p>しかし、コロナ禍の影響により、今後の販売計画が非常に策定困難な状況であり、改善計画の見通しも容易ではありません。</p> <p>経営改善計画は、令和3年度が5ヶ年計画の4年目にあたり、今回の黒字決算で繰越欠損金の状況としては大きく乖離しているとは言えないことから、当面は現計画の下で改善計画最終年度（令和4年度）末には繰越利益剰余金が計上できるように努めることと致します。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 農業経営課		
【公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金】		
意見（団体）	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の当期経常増減額は、5,951千円の減額となっているが、当期一般正味財産増減額は、基本財産を5,700千円取り崩したことから、251千円の減額にとどまっている。</p> <p>基本財産の取崩しは、令和2年度以降も予定されているが、今後も収支相償を意識しながら効率的な事業運営に努められたい。</p>	<p>基本財産の取り崩しの大きな要因は、運用益の減少によるものであり、運用環境は引き続き厳しい状況が想定されるところであります。このため、令和3年度の予算では印刷製本費、人件費等の事業費支出を縮減し、事業運営の改善を図りました。</p> <p>今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 監理課		
【公益財団法人 長崎県建設技術研究センター】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 契約の実施方法について</p> <p>「勤怠管理システム導入義務・クラウド利用料（保守）」業務の契約について、当法人が定めている入札・契約手続き一覧表の予定価格区分により競争入札とすべきところ、見積り合せによる随意契約で実施している。</p> <p>適正な実施方法により契約を行うこと。</p>	<p>契約については、入札・契約手続き一覧表に基づき実施していますが、決裁文書に入札・契約手続き一覧表を添付し複数によるチェックを行うことにより、今後は事務処理ミスを防ぎ適正に対応します。</p>
	<p>(2) 貸借対照表内訳書について</p> <p>当法人は、退職給付引当金に相当する額を特定資産の退職給付引当資産として計上しているが、前回の監査での指導にもかかわらず、法人全体ではその金額が一致しているものの、貸借対照表内訳書の会計区分ごとに見ると一致していない。</p> <p>適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>令和2年度の決算からは、不一致が発生しないように、決算仕訳にて振替を実施します。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金の算定について</p> <p>退職給付引当金の計上について、前回の監査での指導にもかかわらず、保守的に定年退職の場合の支給率により算定しているため、費用が過大に計上されている。</p> <p>しかしながら、当該会計処理は「退職給付に関する会計基準の摘要指針」に準拠しない過度の保守主義に当たることから、同指針に従い、自己都合退職の場合の支給率で算定すること。</p>	<p>令和3年2月2日付で自己都合退職の支給率で算定し直し、過大計上の指摘を受けた部分については取り崩しました。</p>
	<p>(4) 単身赴任手当を支給する職員の光熱費等の負担について</p> <p>当法人は、単身赴任手当を支給する職員の生活に係る、電気、ガス、水道料金やNHKの受信料などを負担しているが、単身赴任のための生活に係る経費は単身赴任手当において手当されていることから、職員の負担とすること。</p>	<p>職員組合との協議や関係規則の改正を行い、令和3年4月から宿舍の借上げに伴う光熱水費等については職員の負担としました。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課		
【長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：1,188,400人、県所管課：1,217,115人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。</p> <p>(2) トレーニング室利用回数券について 当団体はトレーニング室利用に係る回数券を作成しているが、受払簿等が整備されていない。 回数券については金券と同等であるので、その管理には十分留意すること。</p>	<p>令和元年度まで、指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であったのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させた単年度の目標値であったため、相違が生じておりました。そのため、令和2年7月31日に県と協議のうえ、令和2年度は、直近の実績を反映させた県目標値を、両者共通の目標値とするようにいたしました。</p> <p>受払簿を作成し、適切な管理を行うようにいたしました。</p>
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：1,188,400人、県所管課：1,217,115人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。</p>	<p>令和元年度まで、指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であったのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させた単年度の目標値であったため、相違が生じておりました。そのため、令和2年7月31日に指定管理者と協議のうえ、令和2年度は、直近の実績を反映させた県目標値を、両者共通の目標値とするようにいたしました。</p>
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について 当団体は、県立総合運動公園において、「きんしゃいまつり」や「こうえんリレーマラソン」等の自主事業を開催するなど利用促進に努めている。 当年度の公園施設の利用者数をみると、有料施設利用者数は目標利用者数を上回っている一方、無料施設利用者数は目標利用者数を下回っている。 今後とも、県民の多様なニーズを把握し施設運営に反映させるなど、さらなる利用促進に努められたい。</p>	<p>利用者アンケートやご意見箱の設置など、引き続き公園利用者が意見をだしやすい環境づくりに努めながら、利用者ニーズを把握のうえ、施設運営に反映させてまいります。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課		
【グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体】		
指摘事項 (団体)	(1) 自動販売機に設置に係る電気料金について 当団体は、自主事業として長崎県立西海橋公園内に飲料等の自動販売機計9台を設置し販売手数料収入を得ている。 しかしながら、このうち1台について、電気料金を設置業者から徴収せず、指定管理業務に係る収入に繰り入れていない。 適正な事務処理を行うこと。	令和3年3月末に対象となる1台の自動販売機にも電気使用検針子メーターを設置し、令和3年4月から使用料に応じた実費の請求を自動販売機設置業者に行うようにいたしました。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 港湾課		
【長崎サンセットマリーナ株式会社】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>年間保管の利用隻数は、前年度とほぼ同水準の148隻で目標値を上回っているが、ビジター利用の利用隻数は、142隻で前年度から増加したものの目標値を下回っている。</p> <p>当法人は、ホームページやSNS上でヨットレース等のイベントの情報を発信して誘客に努めているところであるが、なお一層の利用促進に取り組まれない。</p>	<p>①海外艇の誘致に向けて、現在加盟している”海の駅ネットワーク”の『外国人案内所』の登録を目指し、観光関係団体様とも連携し、動画などで外国語での情報発信を行い、長崎への海外艇の誘致を図ります。（既に英語/スペイン語が可能なスタッフを採用済み）</p> <p>②県外艇やイベント等での誘致だけでなく、長崎近郊のプレジャーボートやヨットで日常的にマリーナを利用して頂ける様、近隣のレストラン様やショップ様等とも連携して、陸上交通手段で無く、海路で訪れて頂ける様、利用促進を図ります。（現在近隣事業者様等と協議中）</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 港湾課		
【株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体】		
意見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当団体は、長崎港ターミナルビル等において、ホームページを作成し、分かりやすく利用案内を行うなど、指定管理施設の利用促進に努めている。</p> <p>当年度の利用状況について、ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数は、目標を達成しているものの、立体駐車場の1日平均利用台数については年間で前年度を下回り、目標を達成していない。</p> <p>引き続き、施設の利用案内のPRに努めるなど、効果的な業務運営を行わりたい。</p>	<p>元船広場等でイベントを行う際、来場者の長時間駐車に対し、主催者が時間無料券を発行できるよう、指定管理者が便宜を図っていることを説明し、来場者の利便性向上に寄与するとともに、利用率の増加を図っています。（発行枚数分の駐車料金は先払いで指定管理者がいただいています。）</p> <p>また、送り迎えの車が多く路上駐車をしていますが、管理人から一時間無料であることを説明し、駐車場への移動をお願いすることで駐車場利用を促しています。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 住宅課		
【長崎県住宅供給公社】		
指摘事項 (団体)	(1) 収入伝票の納期限の記載漏れについて 当公社の収入伝票に、納期限が記載されていないものがある。 適正な事務処理を行うこと。	伝票起票時の納期限記載について、各職員への周知徹底と記載漏れのないよう複数職員によるチェックを行うように改めました。
意見 (団体)	(1) 経営状況について 当年度の決算は1億61百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から16年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。 この結果、資金面において、事業活動によるキャッシュ・フローが3億37百万円増加している。 長期借入金等の債務については、特定調停に伴う再建計画を21億66百万円上回る返済を行い、特定調停後の平成16年度決算の135億86百万円から23億92百万円に圧縮されている。 引き続き経営再建を着実に進められたい。	返済資金の確保及び投下資金を回収するため、引き続き、賃貸資産の適切な運用等に努め、経営再建を着実に進めてまいります。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見（団体） つづき	<p>(2) 退去後の空家修繕の実施について</p> <p>畳の表替えや襖の張り替えなど入居者の退去後の空家修繕に係る費用については、「長崎県営住宅修繕要領」に基づき、公社が指定管理業務の負担金で賄う分と退去者が負担する分で分担することとなっているため、当公社は、退去者負担分の納入が確認されてから、空家修繕を実施することとしている。</p> <p>令和元年度末時点で退去後の空家修繕未実施又は実施中の住戸のうち14戸において、退去者負担分の退去補修費が令和2年9月末時点でも完納されておらず、空家修繕を実施していない。</p> <p>仮に、公社が空家修繕を実施して、新たな入居者が入った場合に得られたであろう上記の14戸に係る家賃収入は、令和元年度末時点で467万円（当公社試算）となっており、さらに令和2年4月以降も毎月39万円程度の逸失家賃収入が生じ続ける状態となっている。</p> <p>空家修繕に係る費用の納付遅延は債権管理上の問題であることから、退去者負担分の完納を待たずに空家修繕を実施した上で、納入が遅延している退去補修費について適切に債権管理を行うことを検討すべきである。</p>	<p>①退去者負担分の退去補修費完納について、遅延することが判明した場合、検査後約1か月以内に納入誓約書（以下、誓約書という）を作成していただき、誓約書の提出をもって退去補修工事を発注し、退去者負担分の退去補修費については適切に債権管理を行います。</p> <p>②誓約書の提出がない場合において、一定期間（検査後数ヶ月程度）交渉した結果、退去補修費の支払いが困難であることが判明したときは、それまでの交渉経過がわかる資料を県住宅課に提出のうえ協議を行い、退去補修工事を発注いたします。</p>

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：交通局		
【長崎県営バス観光株式会社】		
指摘事項 (団体)	(1) 売店における売上数量の管理について 年度末に実施した実地棚卸において、帳簿の品数と棚卸上の品数で10個以上の差異があった商品が29品目ある。 その原因分析を行い、対策を講じること。	棚卸の際の品数の差については、類似商品の多さや、販売時のレジの打ち間違い等と考えられます。 対策として、今年度商品数を少なくするとともに、棚卸の際の二重チェックを行うこととしました。

2 教 総 第 143 号
令和3年5月27日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	吉村	洋	様
長崎県監査委員	坂本	浩	様

長崎県教育委員会教育長 平田 修三
(公 印 省 略)

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和3年3月22日付R02-21000-01105の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 体育保健課		
【長崎県高等学校体育連盟】		
指摘事項 (団体)	(1) 立替払いに係る請求者の受領書について 当団体の県高等学校総合体育大会開催に係る本部の経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがある。 適正な事務処理を行うこと。	今回の指摘を受け、当該受領書を徴取しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト